

武雄市防災アプリ開発業務・システム仕様書

1. 事業名

武雄市防災アプリ開発業務

2. 事業目的

武雄市（以下「本市」という）では、大雨や台風といった自然災害の脅威が増大しており、更なる安心安全を提供するための様々な取り組みが必要となっている。特に、正確な気象情報、避難に関する情報、どこに避難すればよいのか、どこに避難できるのかという情報は市民の安心安全に直結する極めて重要なものである。本業務は、これらの情報を正確かつ迅速に市民に伝達するための仕組みとしてスマートフォンで利用できる防災アプリ（以下「アプリ」という）を開発するものである。

3. 履行期間（アプリ開発期間）

アプリ開発の履行期間は、契約締結の日（令和3年1月上旬を想定）から令和3年3月26日までとする。

4. システム運用期間

アプリの運用期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間で想定している。但し、本市と受託者の協議により運用期間の短縮・延長を可能とする。

5. 提案上限額

開発に係る経費の上限額は7,150,000円（税込）とする。

この金額は提案に係る上限額として示すものであり、予定価格ではない。

6. 契約方法

公募型プロポーザル方式により最優秀提案事業者を決定し、契約に関する交渉を行い、双方の合意によって随意契約によりシステム開発業務委託契約を締結する。

7. 支払い方法

アプリ開発を完了し、受託者から提出された検査依頼書に基づき完了検査を行い、これに合格したのち、適正な請求書の提出を受けて支払う一括支払いを原則とする。ただし、本市と受託者の双方が合意することで中間払い、精算払いによることもできるものとする。

8. 委託業務の内容

受託者はアプリ開発及びアプリ開発に必要な作業、機器等の調達等を行う。また、運用開始後は、運用保守業務も受託者に委託する予定である。開発及び運用保守業務に関する具体的な仕様は下記のとおりとする。

(1) アプリ開発業務に関する要件

① アプリ開発体制の確立

プロジェクト管理を行う責任者をはじめとするアプリ開発に必要な要員の確保、会議体の設定等を行う。

② アプリ開発に必要な詳細設計及びコンサルティング

アプリの開発に必要な詳細設計を本市と協議し、設計書を作成する。必要に応じて設計や要件定義、運用に関するコンサルティングを行う。

③ アプリ開発に必要な会議における資料作成および会議録の作成

アプリ開発に必要な会議（打合せ等名称を問わず、受託事業者内での会議、本市と受託事業者との協議すべてをいう）の実施に必要な資料の作成、協議内容の記録、会議録の作成等を行う。

④ アプリ開発・運用に必要な機器、機材等の調達、設置

アプリの開発や運用に必要な資器材の調達、設置、設定作業等を行う。

⑤ アプリの開発作業

アプリ開発のためのプログラミング、テスト、運用サイトの構築等を行う。

⑥ アプリ公開

・本アプリを AppStore、GooglePlay で本市のアプリとして無償公開するための一切の手続き及びその他公開に必要な作業

・上記の公開先へのリンクの QR コードの作成

⑦ アプリ開発及び運用に必要な各種文書の作成

以下に示す成果物を文書及び電子データで本市に提出する。

- ・業務完了報告書
- ・作業結果報告書
- ・アプリケーション
- ・設計書（システム構成図等）
- ・アプリケーション利用マニュアル
- ・管理者操作マニュアル
- ・その他、協議のうえ必要と判断したもの

⑧ 運用要員に対する研修の実施

本市が指定する者に対し、アプリの運用に必要な操作研修を行う。

(2) アプリの運用に関する要件

① 可用性・信頼性に関する要件

- ・アプリのサービス提供に係る稼働率を可能な限り向上させるようシステムを構成すること。計画する稼働率を提示すること。
- ・データのリカバリを伴う復旧は数時間以内での復旧が可能であること。
- ・大規模災害時はバックアップサイト（DR サイト）などを用いてサービス提供が継続して可能であること。

② 性能・拡張性に関する要件

- ・アプリの利用者数を約4万人の想定とし、想定する利用者数に十分耐えうるレスポンス性能を有すること。

- ・アプリの機能拡張について考慮すること。

③ 運用・保守性に関する要件

- ・アプリのサービス提供時間は24時間365日とする。ただしメンテナンスを行うために必要な場合は、計画停止/点検保守のためにアプリのサービスを停止することができるものとする。
- ・アプリのサービスが正常に稼働しているかどうか常時監視を行うこと。
- ・アプリ運用サイトの性能やリソース使用状況を監視し、障害の予兆検出を行うこと。
- ・アプリ運用サイトの運用保守に関するマニュアルを整備すること。

④ 汎用性に関する要件

- ・アプリは国内で流通している主要なスマートフォン、タブレット（Android 端末及びiOS 端末）で動作すること。
- ・利用者にとってわかりやすいメニュー構成、操作方法を提供すること。

⑤ セキュリティに関する要件

- ・アプリのプッシュ通知等を不正に利用されないよう、運用サイト等に適切なセキュリティ対策を施すこと。

⑥ システム環境・エコロジーに関する要件

- ・運用サイトはインターネット上のクラウドサービスを利用して構築すること。
- ・利用するクラウドサービスについては、国内に機器が設置され、国内法が適用されるもので、ISO/IEC27001 または JIS Q 27001（情報セキュリティマネジメントシステム）に対応したサービスとすること。

(3) アプリの機能に関する要件

① (別紙1)「防災アプリ機能一覧」のとおり

9. 著作権・ライセンス等について

- (1) 納入される物品等に第三者が権利を有する著作権が含まれる場合、当該著作権の使用に係る一切の手続き及び費用については、受託者の負担と責任において行うこと。
- (2) 受託者は、本調達の成果品等に対する著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利（以下「著作権」という。）を、成果品等の納入、検査合格後、直ちに本市に無償で譲渡するものとする。
ただし、本調達の成果品等において、受託者が従前から有していたパッケージプログラム、受託者が本調達の遂行上新たに作成したパッケージプログラム及び第三者が権利を有するパッケージプログラム（無償提供のもの、いわゆるフリーソフトを含む。）の著作権は、受託者又は当該第三者に留保されるものとする。
- (3) 受託者は、本市に対し、成果品等について著作権法第18条から第20条に定める著作者人格権を行使しない。

10. その他

- (1) 本市から提供があった情報及び関係資料については、本委託業務を遂行するにあたって必要な範囲でのみ使用することとし、業務外・目的外での一切の使用を禁ずる。また、業務終了後は速やかに返却すること。
- (2) 本市の条例・規則を遵守し、本市にとって適切な成果及び納品物が得られるよう、本市の立場に立ち、業務を遂行すること。また、本業務における課題、業務の見直し等必要な事項について、積極的に提案を行うこと。
- (3) 業務の遂行にあたっては、防災・減災課との連絡・調整を密に行い、別途協議が必要と判断された場合は、協議により随時打ち合わせの場を設けるものとする。また、作業の進捗状況について定期的に報告すること。
- (4) 業務遂行に係る必要な設備、機器類、システムの構築等については、すべて受託者が用意するものとする。また、それらの機器類は、受託者の責任で保守・管理及び故障対応すること。
- (5) 本業務又は本アプリへの取材要請等があった場合については、必ず本市と協議のうえ、対応すること。
- (6) プライバシーポリシーや利用規約については、アプリ内で表示させ、ユーザーに同意を得る機能を設けること。
- (7) 本業務に係る管理責任者を定め、業務の全般にわたり業務管理を行うこと。
- (8) 受託者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。受託者内部においてもアプリ開発・運用の目的外に利用してはならない。業務終了後も同様とする。
- (9) 受託者が業務の実施に伴い、第三者に損害を及ぼしたときは、受託者がその損害を賠償しなければならない。
- (10) 受託者は、本業務完了後において受託者の瑕疵等に起因する不良な箇所が発見された場合は、速やかに本市の必要と認める修正その他必要な作業を受託者の負担において行うものとする。
- (11) 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて本市と受託者が協議して定める。また、システムの円滑な構築・運用を図るため、協議後は記録簿を作成し、相互に確認することとする。

11. 問合せ先

本事業における問い合わせ先は次のとおり。

総務部 防災・減災課 防災アプリ事業担当者

電話 0954-23-9223

FAX 0954-23-9115

E-mail anzen@city.takeo.lg.jp

(別紙1) 防災アプリ機能一覧

| 項 | 機能概要 | 内 容 |
|----|----------------|--|
| 1 | プッシュ通知機能 | <ul style="list-style-type: none"> ・利用者がアプリを起動していない場合でも、情報の配信が行われた場合はスマートフォン端末に通知する機能を有すること。 ・プッシュ通知の対象とする情報は、利用者において選択できること。 |
| 2 | 気象警報表示機能 | <ul style="list-style-type: none"> ・本市に対して気象警報情報及びその解除が発表された時にプッシュ通知により表示すること。 |
| 3 | 火災情報表示機能 | <ul style="list-style-type: none"> ・現在構築中の「防災情報発信システム」で提供する武雄市内における火災の発生/鎮火に関する情報をプッシュ通知により表示すること。 |
| 4 | 避難所情報表示機能 | <ul style="list-style-type: none"> ・武雄市内の避難所、緊急避難場所の情報（施設名、住所、開設状況等）をカテゴリ別（一次・二次避難所、指定緊急避難場所、福祉避難所等）に一覧表示すること。また、各避難所の位置を地図上に表示すること。 ・現在地からの任意の避難所への経路案内（ナビゲーション）を行うこと。 |
| 5 | 音声放送再生機能 | <ul style="list-style-type: none"> ・現在構築中の「防災情報発信システム」で提供する音声放送について、新規放送があったときにプッシュ通知により表示すること。 ・配信された音声放送の内容を再生できること。 |
| 6 | ハザードマップ表示機能 | <ul style="list-style-type: none"> ・本市が現在作成中の「ハザードマップ表示 Web サービス」で提供するハザードマップを表示できること。 ・スマートフォンの位置情報を基に、自動的に現在位置を表示すること。 |
| 8 | 防災情報表示機能 | <ul style="list-style-type: none"> ・現在構築中の「防災情報発信システム」等で提供する各種防災情報をプッシュ通知により表示できること。 ・現在構築中の「防災情報発信システム」等で配信した通知を遡って表示できること。 ・未読/既読の管理ができること。 |
| 9 | 防災関連情報表示・リンク機能 | <ul style="list-style-type: none"> ・「気象庁」、「水防くん（佐賀県 Web サイト）」、「川の防災情報（国土交通省 Web サイト）」、「武雄河川事務所からのカメラ映像」、「佐賀県道路情報（佐賀県 Web サイト）」、「市道冠水情報（武雄市 Web サイト）」等の防災に関する外部サイトへのリンクを提供すること。 ・カテゴリ別に表示し、利用者が使いやすく整理すること。 |
| 10 | 多言語表示機能 | <ul style="list-style-type: none"> ・メニュー等の基本的な表示及びアプリで表示できるコンテンツについて多言語表示に対応すること。対応すべき言語は、日本語、英語、中国語（簡体字、繁体字）、韓国語、ベトナム語、タガログ語、ビルマ語の8か国語以上とする。 ・対応すべき言語でのアプリのインストール及び操作方法を説明する手順書を作成すること。 |
| 11 | ヘルプ機能 | <ul style="list-style-type: none"> ・アプリの操作方法等を説明する画面を表示すること。 |
| 12 | 設定機能 | <ul style="list-style-type: none"> ・機能別プッシュ通知のオン/オフ、初期表示言語などを設定する機能を提供すること。 |